

会 議 録

	平成30年度第1回和泉市都市計画審議会
開催日時	平成30年12月25日（火）10時00分から12時00分まで
開催場所	市議会委員会室（市役所3号館3階）
出席者	和泉市都市計画審議会委員 19名（欠席者0名） 市長、副市長、都市デザイン部長、都市デザイン部次長兼都市政策課長、 都市デザイン部次長（建築住宅・公園緑地担当）、公園緑地課長 その他事務局7名
会議の議題	議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開会 ・ 市長挨拶 ・ 議案審議 ・ その他（報告2件） ・ 閉会
会議録の 作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の 確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他
その他の必要 事項（会議の 公開・非公開、 傍聴人数等）	会議公開、傍聴者3名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【司会】

只今より平成 30 年度第 1 回和泉市都市計画審議会の開催をお願い申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

誠に恐縮ではございますが、私は本日、進行役を努めさせていただきます都市政策課の富高でございます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

本審議会は、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則及び和泉市都市計画審議会公開要綱に基づき公開とし、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため IC レコーダにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは審議会開会にあたり、市長よりご挨拶を申し上げます。

辻市長、よろしくお願いいたします。

【市長】

皆様おはようございます。市長の辻でございます。

本日は年の瀬で大変お忙しい中にもかかわらず平成 30 年度第 1 回和泉市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素より和泉市のまちづくりに誠に温かいご支援とご協力いただいておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

さて、先日今年の漢字が発表され、「災」という字でありました。今年は 6 月に大阪北部地震、7 月に西日本豪雨、そして 9 月には記録的な高波、暴風を伴いました台風 21 号と和泉市も大変大きな被害を受け、まだブルーシートで屋根が覆われた家も多く、人手不足で修理が行き渡らない状況でございます。丁度 14 年前も今年の漢字に「災」という字が選ばれ、本来であればオリンピックの年ですから「金」という漢字が選ばれてもおかしくないのですが、新潟地震、浅間山の爆発、そして観測史上初の 10 個の台風が日本上陸しました。その次の年は「愛」となっていましたので、来年は「愛」という字で締めくくって、再来年は「金」と続き、そんな流れで日本も発展すればいいと思います。そのためには安心安全なまちづくりが何よりも重要であり、これからも皆様方にはご協

力いただきますようお願いいたします。

本日ご審議をお願い申し上げます案件は、「生産緑地地区の変更」でございまして、忌憚のないご意見をいただきながら審議をお願いしたいと存じます。

年末も今週いっぱいでも終わりになりますが、輝かしい新年をお迎えできることをお祈りいたしましてお礼の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、この度、委員をお引き受けいただきました皆様に委嘱状を交付させていただきます。

交付順につきましては、お座りの席の順番に交付させていただきますので、自席にてお待ちいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは辻市長、よろしくをお願いいたします。

委嘱状交付

ありがとうございました。

市長につきましては、この後、他の公務が重なっておりますことから、大変申し訳ございませんが、これにて退席させていただきますので、ご了承願います。

市長退室

続きまして、委員の皆様をご紹介します。

誠に勝手ではございますが、名簿の順により、1号委員より順にご紹介申し上げます。

大阪工業大学工学部教授岩崎義一様でございます。

和泉市商店連合会副会長河合徹様でございます。

桃山学院大学法学部教授瀬谷ゆり子様でございます。

和泉市農業委員会代表農業委員辻畑忠紹様でございます。

いずみの農業協同組合総務担当常務辻林修様でございます。

和泉市農業委員会代表農業委員西辻達佳様でございます。

近畿大学総合社会学部教授藤田香様でございます。

和泉商工会議所会頭山本恭弘様でございます。

和泉市議会議長杉本淳様でございます。

和泉市議会議員松田義人様でございます。

同じく 早乙女実様でございます。

同じく、松本利裕様でございます。

同じく、森久往様でございます。

同じく、永田香織様でございます。

同じく、友田博文様でございます。

大阪府和泉警察署長宮本卓弥様でございますが、所用により代理で総務課長の山本功様にご出席いただいております。

和泉市町会連合会代表宮本英昭様でございます。

市民公募により選出させていただきました、中塚新一様でございます。

同じく、城洋子様でございます。

以上の方々でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

副市長藤原でございます。

都市デザイン部長八木でございます。

都市デザイン部次長兼都市政策課長堀でございます。

都市デザイン部次長（建築住宅・公園緑地担当）近藤でございます。

都市デザイン部公園緑地課長農端でございます。

以上で、ございます。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日は委員委嘱後初めての審議会でありますことから、和泉市都市計画審議会の概要につきまして、ご説明させていただきます。

都市計画審議会は、都市計画法第77条の2の規定に基づき、設置するもので、土地利用に関することや道路・公園等の都市施設、市街地再開発事業、土地区画整理事業など、本市の都市計画について調査及び審議等を行っていただくこととなります。

お手元の資料、和泉市都市計画審議会条例をご覧ください。

まず、第1条の「設置等について」でございますが、この条例は都市計画法の規定に基づき和泉市都市計画審議会を設置するとともに同審議会の組織及び運営について、必要な事項を定めるとしております。

第2条は、「組織」について規定しており、この規定に基づき、皆様方19名を委員に

委嘱させていただいております。

第3条は、「任期」について規定しており、皆様への委嘱期間は、平成32年10月31日までの2年間でございます。

続きまして、第5条は「会長及び副会長」の選出及び役割についての規定でございます。

この規定により、会長及び副会長は委員の内から互選することとなっておりますので、のちほど、選出いただくこととなります。

第6条は、審議会の運営について定めているもので、第2項において、審議会の開催要件を規定しております。

なお、本日は委員総数19名中19名の委員にご出席を賜っており、過半数となっておりますことから、会議は成立してございます。

以上、誠に簡単ではございますが、都市計画審議会の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、会議次第、2. 役員選出、会長・副会長の選任を議題といたします。

会長・副会長の選出にあたりまして、これまで仮議長を立て、役員選出の議事を進めてまいりました。

今回も、同様に行いたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

それでは、仮議長の選出をお願い申し上げます。

なお、仮議長につきましては、慣例により、市議会議長をお願いしておりますので、今回も市議会議長の杉本委員をお願いしたいと存じますが、如何でしょうか。

異議なしの声

ありがとうございます。

ご異議が無いようでございますので、杉本委員に仮議長をお願いしたいと存じます。

それでは、杉本委員、誠にお手数ですが、仮議長席に移動をお願いいたします。

【仮議長】

ご指名をいただきました和泉市議会議長の杉本でございます。

会長・副会長が決まるまでの間、仮議長を努めさせていただきますので、委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、会長・副会長の選任を始めたいと思います。

会長・副会長の選任につきましては、和泉市都市計画審議会条例第5条の規定により、委員の互選となっておりますが、選任について、ご意見、ご提案はございませんでしょうか。

【委員】

本審議会には、前会長の大阪工業大学工学部の岩崎教授が引き続き委員に就任されておりますので、今回も岩崎委員に会長をお願いし、副会長には前副会長の和泉商工会議所会頭山本委員も委員として就任されておりますので、引き続き副会長をお願いしてはどうでしょうか。

【仮議長】

ありがとうございます。

只今、会長に岩崎委員、副会長に山本委員とのご提案がありましたが、如何でしょうか。

異議なしの声

ありがとうございます。

それでは、会長を岩崎委員に、副会長を山本委員にお願い申し上げたいと存じますが、ご了解いただけますでしょうか。

岩崎委員、山本委員 了承

ありがとうございます。

ご了承をいただきましたので、岩崎委員を会長に、山本委員を副会長に選任することで決定いたします。

それでは、会長が決まりましたので、これをもちまして仮議長の役を終わらせていただき、議長を交代したいと存じます。

ご協力、ありがとうございました。

【司会】

どうもありがとうございました。

それでは、岩崎会長、山本副会長、前の席へお願いいたします。

【会長】

ただ今、委員の皆様からわたくし、岩崎を会長に、副会長を山本委員に選任いただきまして、ありがとうございます。

会長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

審議会の運営につきましては、委員皆様方のお力をお借りいたしまして、円滑かつ厳正な審議会の運営に努めさせていただきたいと存じますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【司会】

どうもありがとうございました。

では、本日の議案につきまして、市長から審議会へ付議されておりますことから、これ以降、議事進行につきましては、岩崎会長にお願いしたいと存じます。

【会長】

それでは、これより議事についてご審議をお願いいたします。

お手元の次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。

「議第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」上程し、事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の堀でございます。

只今、上程頂きました、「議第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページから 13 ページ、参考資料の 1 ページ、2 ページでございます。なお、説明は前方スクリーンと併せて行いますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、生産緑地制度並びに手続き関係につきまして、ご説明申し上げます。

それでは前方のスクリーンをご覧ください。

まず、生産緑地制度につきましては、平成 3 年の生産緑地法及び農地関連税制の改正によりまして、市街化区域内農地について、宅地化するものと、保全するものを明確化し、保全する農地につきましては、平成 4 年中に生産緑地として、都市計画 決定したものでございます。その当時の市街化区域内農地、約 312 ヘクタールのうち、約 34.2% に当たる、約 106.89 ヘクタール、416 地区を生産緑地地区として指定しております。

その後、買取り申出により、生産緑地地区における行為の制限を解除されたものについて、廃止するとともに、新たに営農環境の向上に資するもの等につきましては、都市計画決定のうえ追加するなど、これまでに 26 回の変更を行っており、現在、面積で約

86.23 ヘクタール、地区数にして 373 地区を生産緑地地区として指定しております。

市街化区域内農地および生産緑地地区の推移につきましては、平成 29 年度から過去 5 年間の面積を比較してみると、ともに、緩やかな減少傾向にあることが分かります。

生産緑地が、良好な生活環境の確保に相当な効用が見込まれており、平成 23 年度には、生産緑地地区の追加指定の促進を促す旨の通知が大阪府から出されておりました、本市としても積極的に周知し、緑地の保全に努めてきたところでございます。

この生産緑地地区に指定されますと、建築物等の建築や土地の形質の変更等が原則できなくなる「行為の制限」が課せられるとともに、30 年間、農地として適正に管理することが義務付けられます。なお、「行為の制限」の解除につきましては、生産緑地地区に指定後 30 年が経過したとき、または、農林漁業の主たる従事者が死亡し、若しくは故障により農業に従事することができなくなった場合に限り、買取り申出申請をすることができ、その後の手続きにおいて、市が買取らない場合は、農業委員会を通じて農業従事者に斡旋を行うこととなっております。この斡旋が不調となり、買取り申出の日から起算して、3 ヶ月以内に所有権の移転が行われなければ、「行為の制限」が解除され、農地以外の土地利用が可能となるものでございます。

なお、都市計画手続きでございますが、廃止する生産緑地地区は、生産緑地法上ではすでに「行為の制限」が解除されている案件であります。買取り申出の都度、審議会を開催するとなれば、委員の皆様にご負担をかけることなどから、生産緑地地区の都市計画変更は、年に 1 度、審議をお願いしているところでございます。

今回ご審議をお願いいたしますのは、これまでの変更と同様に、買取り申出により、行為の制限が解除された地区の廃止ならびに、農地所有者から指定の申出があった地区について、緑地機能や営農環境の向上に資するものとして、追加指定しようとするものでございます。

それでは、今回変更する地区につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 2 ページをご覧ください。

今回変更致しますのは、一覧表のとおり 葛の葉町地区 25 から、内田町地区 5 までの 17 地区でございます。

それでは前方スクリーンを、ご覧ください。

その内訳でございますが、追加地区が 3 地区、区域変更地区が 7 地区、廃止地区が 7

地区でございます。その結果、和泉市の生産緑地地区は、地区数が 369 地区となり、変更後の面積が約 85.34 ヘクタールとなるものでございます。

なお、変更案につきましては、平成 30 年 10 月 17 日から 10 月 31 日までの 2 週間、都市政策課窓口において、都市計画法第 17 条の規定により、案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出はございませんでした。それでは、地区ごとに説明を申し上げます。

それでは、参考資料の 1 ページの変更理由別調書に沿って説明いたしますので、ご覧ください。

まず、『1. 廃止関連地区』から説明申し上げます。

『買取り申出等によって地区の全部もしくは一部を廃止する地区』についてでございます。

前方のスクリーンをご覧ください。

葛の葉町地区 25 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.10 ヘクタールの地区全域を廃止します。

桑原町地区 1 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.05 ヘクタールの地区全域を廃止します。

次に、桑原町地区 2 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.11 ヘクタールの地区全域を廃止します。

池田下町地区 60 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.12 ヘクタールを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約 0.05 ヘクタールとなります。

万町地区 3 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.52 ヘクタールの地区全域を廃止します。

今福町地区 1 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.08 ヘクタールを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約 0.06 ヘクタールとなります。

今福町地区 4 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.07 ヘクタールを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約 0.31 ヘクタールとなります。

今福町地区 8 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.05 ヘクタールを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約 0.12 ヘクタールとなります。

内田町地区 5 でございますが、生産緑地法第 8 条第 1 項に規定されている「公共施設等の設置」に基づき、ピンク色の区域、約 0.05 ヘクタールを廃止します。この結果、残

りのオレンジ色の区域の面積が、約 0.04 ヘクタールとなり、生産緑地法に規定されている面積要件である 0.05 ヘクタールを欠くことから、地区を廃止しようとするものです。

続きまして、参考資料 の 1 ページ 『2. 追加関連地区』でございます。

『2 都市計画決定権者の判断によって追加する地区』といたしまして、生産緑地機能や営農環境の向上が見込まれるため、今回新たに追加する地区でございます。

はじめに、上代町地区 8 でございますが、赤色の区域の面積、約 0.06 ヘクタールを追加し、緑色の区域へと区域変更します。このとき、既存の上代町地区 8 が上代町地区 9 と一体となりますことから、地区全体を上代町地区 8 として変更し、面積は約 0.35 ヘクタールとなります。よって、上代町地区 9 の地区名称は廃止となります。

伯太町地区 23 でございますが、赤色の区域、約 0.12 ヘクタールを追加し、今回新たに伯太町地区 23 として追加しようとするものでございます。

和気町地区 5 でございますが、赤色の区域の面積、約 0.14 ヘクタールを追加し、緑色の区域へと区域変更します。このとき、既存の和気町地区 7 が、和気町地区 5 と一体となりますことから、地区全体を和気町地区 5 として変更し、面積は約 1.98 ヘクタールとなります。よって、和気町地区 7 の地区名称は廃止となります。

今福町地区 9 でございますが、赤色の区域の面積、約 0.10 ヘクタールを追加し、今回新たに今福町地区 9 として追加しようとするものでございます。

『3 万町いぶき野土地区画整理事業の実施によって変更する地区』といたしまして、土地区画整理事業の実施に伴い、区域変更をする地区でございます。

土地区画整理事業では、道路、公園などの公共施設を総合的に整備するとともに、個々の土地を整然と区画し、全ての土地が道路に面するように配置するなど、土地を利用しやすく良好なまちづくりに寄与するように行います。このため、生産緑地の位置、形状等につきましても、区画整理の土地利用計画に併せて変更するものでございます。

万町地区 2 でございますが、細分化により、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約 0.23 ヘクタールとなります。また、万町地区 19 は、青色の区域として約 0.08 ヘクタールを新たに指定します。

この結果、和泉市の生産緑地地区は、地区数が 373 地区から 4 地区減の 369 地区となり、面積が、約 86.23 ヘクタール から約 0.89 ヘクタール 減の、約 85.34 ヘクタール となるものでございます。

以上、「議第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」説明を終わります。
何卒、よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

【会長】

只今、議案の説明が終わりました。

ご意見、ご質問等ありましたら、挙手の上ご発言願います。

意見等なし

【会長】

意見もないようですので、この議案事項、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について、原案どおり可決することについて、ご異議ございませんか。

異議なしの声

本件は原案どおり可決されました。

委員の皆様方には、慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。

続きまして、次第 4「その他」に入らせていただきます。

「和泉市立地適正化計画（素案）について」、事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の節田でございます。

それでは、報告案件 1「和泉市立地適正化計画（素案）について」ご説明いたします。

本計画は、平成 29 年度から 2 ヶ年で取り組んでおりまして、今回、素案が一定まとまりましたので、ご報告させていただきます。

まず、本計画の策定にあたり、国土交通省から都市計画審議会とは別に、拠点の特性に応じた都市機能の集積や居住地域の配置、公共交通による拠点間のネットワーク強化に取り組む必要があり、都市計画分野だけでなく、交通や福祉分野といった各分野の専門的見地からの意見聴取を行うことが重要であると示されておりますことから、今回、和泉市立地適正化計画検討会を設置しました。本年 7 月と 10 月の 2 回にわたり本検討会を開催し、方針や区域設定の考え方等計画策定に関する項目について、各分野の専門的見地から意見を頂き、その意見等も参考に素案の作成を行いました。

それでは、前回の本審議会にて『和泉市立地適正化計画策定の取組みについて』ご報告させていただいておりますが、改めて、本計画策定の背景・目的から説明させていただきます。

まずは、本編 2 ページの『(1) 立地適正化計画とは』をご覧ください。

人口減少社会及び高齢化社会の到来を背景に、子育て世代や高齢者にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面で持続可能な都市経営をすることが課題となっています。こうした中、都市再生特別措置法の改正により、「立地適正化計画」が制度化されました。この計画は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできるよう誘導するための計画です。

次に『(2) 和泉市が立地適正化計画の策定に取り組む理由』をご覧ください。

国が示す数値では、今後人口が減少に転じるとともに高齢者比率が高いまちになることが予想されます。このため、平成 28 年 8 月に「第 2 次和泉市都市計画マスタープラン」を策定し、各拠点それぞれの特色に応じた土地利用の誘導、都市軸を中心とした各地域の連携強化等を進めていく方向性を示しております。本計画は、都市計画マスタープランで位置づけられた方向性を具体化し、持続可能な都市の構築に向けた取組みを推進するため策定するものです。

ここからは、A3 資料の『和泉市立地適正化計画（素案）概要版』に沿って進めさせていただきます。A3 資料をご覧ください。

まず、『■本市の現況・特性』についてご説明いたします。

和泉市の人口は、平成 32 年の約 18.6 万人をピークに減少に転じ、平成 52 年には約 17.2 万人に減少する見込みとなり、高齢者人口は大きく増加すると予測されます。

また、市民の交通手段としては、自動車が増加する一方、徒歩は減少しており、車に依存する傾向にあります。

市街地のまちづくりについては、地域生活の拠点となる地区の活性化が求められています。これらを踏まえた『■まちの課題』については、3 点挙げており、1 点目は、「地域によって異なる様相を見せる人口減少と少子高齢化への対応」で、今後増加が見込まれる高齢者が健康に暮らし続けられる環境づくりや子育て世代が子育てしやすい・したくなる環境づくりなどが必要です。2 点目は「拠点における賑わい創出や活力維持、拠点性強化」で、拠点の位置付けに対応した都市機能の強化や拠点等におけるまちなぎわい創出、魅力向上が必要です。3 点目は「持続可能な公共交通網の形成」で、拠点間・地域間連携強化と移動手段の確保に向けた利便性の高い交通ネットワークの形成や自動車に過度に頼らず移動できる

交通環境づくりが必要です。これらの課題を踏まえ、『■立地適正計画で取り組むまちづくりのテーマ』を設定しております。

本市では、将来的に想定される人口減少や少子高齢化の進展等により都市経営の効率化が求められている中、上位計画である第5次和泉市総合計画や第2次和泉市都市計画マスタープランを踏まえ、立地適正化計画では、地域特性を活かしつつ良好な住環境の維持・形成や生活利便性の確保、子育て世代や高齢者にやさしいまちづくりを進めるとともに、拠点等における都市機能の充実による賑わいの創出、交通利便性の高い交通ネットワークの形成等を図ることで、人口構造の変化や市民のニーズの多様化などによって生じる課題に対応しながら、「暮らしの質・交流・活力の向上により、都市の利便性や魅力を持続しながら躍進していくまち」の実現を目指し、立地適正化に向けたまちづくりの視点として、①現在の暮らしやすい住環境を維持する、②まちの魅力や利便性の向上を図る、③現在直面している課題を低減する、④今後顕在化すると予想される課題を予防する、の4点を位置付けております。

次にまちづくりのテーマの実現に向けた『■基本方針』を3点設定しております。1点目は「地区の特性を活かした住みたくなる・住み続けたくなるまちづくり」で、子育て支援施設や高齢者福祉施設の充実とサービスに関する多様なニーズへの対応や健康づくりにつながる地域活動の活性化などを位置付けております。2点目は「まちの魅力や活力、利便性を高める拠点性の強化」で、都市拠点におけるにぎわい創出に向けた都市機能強化や拠点ごとに特色ある活力やにぎわい創出、市全体の魅力向上への波及・都市拠点を結ぶバス沿線でのにぎわい形成などを位置付けております。3点目は「多様な都市活動を支える交通環境の形成」で、拠点間・地域間の連携を高めるとともに、市民の生活や産業活動、交流活動等を支える利便性の高い交通ネットワークの形成と公共交通の利用促進や拠点の利便性を高める駅周辺の交通環境の改善などを位置付けております。

次に『■目指すべき都市構造の考え方』についてご説明いたします。

本市においては、今後、人口は減少に転じるものの、約20年後においても、一部の区域を除いて人口密度は一定維持する見込みであるため、現在の居住地域を維持・保全しながら、拠点機能の向上や拠点間の連携強化を図る都市構造を目指すこととしております。目指す都市構造は図のとおりで、ゾーニングとしては、居住エリアなどの各種設定を行い、拠点としては都市拠点、地域拠点などを位置付け、軸として鉄道、バス路線を位置付けております。鉄道駅周辺の都市拠点、地域拠点を中心にバス路線で市内各地との連携を図る形となってお

ります。

次に『■拠点及び交通ネットワークの形成の方針』についてご説明いたします。

都市拠点は、高次都市機能の強化を図ることとして、3ヶ所を位置付けております。また、地域拠点は、日常生活を支える商業、交流機能等の強化を図ることとして、3ヶ所を位置付けています。このほか、産業拠点、まなびの拠点、などについても位置付けに応じた施策や事業の展開を図ります。交通ネットワークについては、和泉市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通ネットワークを構築いたします。

裏面をご覧ください。

『■誘導区域』についてご説明いたします。居住促進区域は、人口減少・少子高齢化が進展しても暮らし続けることが可能なまちを実現するため、今後も今ある市街化区域を基本とした居住地域を将来にわたり維持していくことを基本的な方向性として設定します。具体的には、現在の市街化区域を基本とし居住促進区域を設定しますが、災害の危険がある区域や都市計画で住宅の立地が制限されている区域、大規模公園・緑地、などは除外します。居住促進区域の範囲は、右の図の黄色の部分です。

次に都市機能誘導区域についてご説明いたします。

都市機能誘導区域は、現在の都市機能を維持していくことを基本としつつ、より都市の魅力を高め、活力を創出していくことを目指して都市機能誘導区域を設定します。先に設定した都市拠点、地域拠点においては、来訪と交流を促進し、市民が生活に必要な都市機能や広域ネットワークの交通結節機能などを有する拠点となることを目指します。進行中又は予定しているプロジェクトと連携・協力しながら、拠点にふさわしい機能の充実や、賑わいの形成に資する環境整備を図り、より魅力的な市街地の形成に向けた機能の誘導を図ることとしております。このため、都市拠点、地域拠点として位置づけられている各駅周辺において都市機能誘導区域を設定します。なお、都市機能誘導区域の範囲は、右図の赤色の部分ですが、駅を中心とした概ね半径800m程度の徒歩圏で、現在拠点的な都市機能が集積している、または立地する計画がある区域等を含むこととします。また、区域の境界線は、地形地物や用途地域界を基本とします。

次に誘導施設についてご説明いたします。誘導施設は、表の下に記載しているとおり、①高齢化の中で必要性の高まる施設、②子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設、③集客力がありまちの賑わいを生み出す施設の3つの分野の施設を設定してお

ります。各誘導区域で設定している具体の施設は表のとおりでございます。なお、誘導施設として同種の施設を複数の誘導区域で位置付けているものがありますが、複数の地区全てに誘導するのではなく、いずれか1地区への立地を誘導することを想定しているものもあります。

次に『■立地適正化に向けた施策』についてご説明いたします。施策は、(1)「生活利便施設等の充実」から(6)「安全・安心に移動できる交通環境の整備」まで6つの項目で整理しております。(1)「生活利便施設等の充実」としては、①子育て計画、福祉計画等に基づく関連施設、サービスの充実、②院機能の充実に取り組むこととしております。(2)「まちの活力創出」としては、①鉄道駅周辺における都市機能の充実と賑わい創出、②自然環境や歴史文化遺産などの地域資源の保全・活用などに取り組むこととしております。(3)「公的不動産等の有効活用」としては、①UR賃貸住宅のストック活用・再生再編による土地利用誘導、②富秋中学校区等のまちづくりによる土地利用誘導などに取り組むこととしております。(4)「良好な住環境形成」としては、①ゆとりと落ち着きのある住宅地の形成、②安全で利便性の高い道路の整備・充実などに取り組むこととしております。(5)「市街化調整区域における持続可能な地域づくりの推進」としては、①拠点への公共交通アクセスの確保、②集落機能の維持のための環境づくりなどに取り組むこととしております。(6)「安全・安心に移動できる交通環境の整備」としては、①市内の交通結節点となる駅周辺や道路ネットワークの整備及び交通環境の改善、②各交通機関の役割と特性を活かした、持続可能な交通網の形成などに取り組むこととしております。

次に『■計画の進行管理と評価』についてご説明いたします。立地適正化計画は都市計画マスタープランとの綿密な連動が必要であることから、都市計画マスタープランの進行管理の仕組みと連携しながらPDCAサイクルによる効率的な進行管理を行い、適切な見直しを図っていくものとします。計画の進行管理を行うための目標値については、居住促進区域の人口密度、和泉府中駅周辺の利用に関する満足度、人口に対する市内一般路線バスの利用者数が占める割合、公共交通の利便性に対する市民の満足度を設定します。

現状の基準値と目標値は、表のとおりです。

以上で報告案件1「和泉市立地適正化計画(素案)について」説明を終わらせていただきます。

【会長】

はい。ただいま説明を頂きましたが、何かご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。ボリュームは多くなりますが、先ほどのような審議事項ではございませんので、自由な角度から意見を出してください。

【会長】

ありませんか。では、都市拠点と地域拠点の違いをもう一度説明してください。

【事務局】

事務局の節田でございます。

都市拠点につきましては、高次都市機能を位置付けており、市内だけでなく広域を対象とした都市機能の誘導を図ることを想定しております。地域拠点については、日常生活を支える機能の誘導を想定しております。

【委員】

総論として人口減少に対してどう対策するかは、市の活力の観点からも大事なことだと思われれます。また、山間地の担い手、農業の担い手についても立地適正化とは論点がずれてしまうかもしれないが気になっています。人が住まないところは荒れる一方です。

【会長】

大変大事な意見ですが、事務局いかがでしょう。

【事務局】

事務局の堀でございます。

人口減少の問題は和泉市だけでなく、全国的な傾向であり、手をこまねいている場合ではないと考えます。和泉市では新婚家庭に対する家賃補助等、人を呼びこむ対策に取り組んでおり、また、いずみアピール課では交流人口についても様々な計画を立てて推進していくところでございます。立地適正化計画の人口の考え方については、国の推奨する人口推計を採用しており、その推計とは別に、市独自の人口推計を総合計画の中で立てております。人口減少傾向にありますが、これ以上の人口減を止めるために、立地適正化計画を基に、必要な策を講じていきたいと考えております。以上でございます。

【事務局】

事務局の節田でございます。

市街化調整区域の農地についてのご意見ですが、立地適正化計画は、市街化区域を対象に

設定することと国で示されております。しかしながら、国が示す都市計画運用指針についても、立地適正化計画を活用して居住の誘導を推進する際には、農業の従業者が今までの地域に居住し続けることも当然であり、全ての者の居住を誘導することを目指すべきではないと示されております。本市としても、都市計画マスタープランの方で、市街化調整区域のまちづくりに取り組んでおり、それらに基づいて施策を推進していきたいと思っております。以上でございます。

【会長】

この案件につきましては、先ほど説明にもありました検討会の中で委員より質問があった内容でありまして、会長預かりにしていた内容を報告も兼ねて説明してもらいました。他にございませんか。

【委員】

和泉市では最近、生産緑地地区が解除された市街地から離れた地域に一戸建てが建てられているケースを多々見ます。生産緑地の解除されたところや交通環境の整っていないところと立地適正化計画とのバランスはどうなっているのでしょうか。立地適正化計画で、交通網の整備を進めていこうという考えがあるとのことですが、市街地から離れたところと立地適正化、交通網とのバランスが気になります。

【事務局】

事務局の節田でございます。

立地適正化計画において交通ネットワークの形成を位置付けさせておりますが、具体的な施策の推進については、同時に策定を予定している和泉市地域公共交通網形成計画の中で取り組んでおります。その中での位置付けとしては、自動車に依存する傾向があったことから、自動車に依存しない交通網の整備を施策として推進していくことを考えております。また、生産緑地が解除された後の土地利用で道が狭いという指摘に対する施策は、都市計画マスタープランに位置付けており、また、立地適正化計画の p.63 において施策を位置付けております。この中で (4) 良好な住環境形成、②安全で利便性の高い道路の整備・充実の中で、狭あい道路拡幅整備制度を活用して、道が狭い場所については、拡幅制度の推進により暮らしやすいまちづくりを目指していきたいと位置付けしております。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

もう一点、公共交通網の整備について、実際に私は南から北の方まで、全ての100円バスに乗ってみました。時間がとてもかかりました。確かに便利であるが、狭い道路はやはり通りにくいようでした。それでも運転手の方は急いでいるので、事故が起こるのではと思いました。高齢者の方は便利なのでよく利用していて、利便性は高いのかもしれませんが。道路とバスの交通網、いろいろなバランスが非常に難しいプロジェクトだと思いました。私達がより住みやすいまちになればと思っています。

【会長】

今のご指摘は、交通網の整備は非常に難しく、また生産緑地も制度が変わり今後どのように継承・運営していくのか、公共交通ネットワークの関係と開発のスピード、質など、バランスをとった都市整備指針というのはどうなのかという、大変大きな問題だと思います。ここでは具体的な意見は出ないと思いますが、ロングランで都市政策課の方で検討することが必要ではないかと思っています。

他にございませんか。特に質問等は無いようですので、引き続き「南部大阪都市計画緑地の変更について<(仮称)信太山丘陵里山自然公園の都市計画決定>」事務局よりご説明お願いいたします。

【事務局】

公園緑地課長の農端でございます。

報告資料最後のページ、A3、1枚ものになっております。「南部大阪都市計画緑地の変更について」、でございます。内容といたしましては、「(仮称)信太山丘陵里山自然公園」を新たに都市計画決定し、南部大阪都市計画緑地に追加変更しようとするものでございます。こちらについては、次回の審議会におきましてご審議いただく予定の案件でございまして、今回事前にその内容につきましてご報告させていただくものでございます。

資料左上1.公園の概要についてでございます。都市計画の種別としましては都市計画緑地、計画面積は約15.6ヘクタール、計画概要は現況樹林、草原、散策園路、あずまや、トイレ、活動拠点施設としております。計画地の現況は、和泉市の北部地域に広がる信太山丘陵に位置しておりまして、周辺一帯は、旧陸軍や自衛隊の演習場として開発を免れてきた結果、市街地に隣接しておりながら、貴重な湿原や草地が残っており、多様な自然環境が維持されてきたところでございます。その貴重な自然環境の中には、大

阪府のレッドデータブックで絶滅危惧種とされているカスミサンショウウオをはじめ、多数の希少な動植物の生息が確認されているところがございます。和泉市では、平成 16 年に本計画地の大部分を北部の公共施設用地として当時の防衛庁から取得し、スポーツ施設等への活用を模索しておりましたが、平成 23 年 9 月、市議会定例会におきまして、この貴重な自然環境を保全すべきとの意見から、本計画地の「自然環境の保全に関する請願」が採択されております。このことから、学識経験者等で構成された「保全・活用検討委員会」で今後の活用方針についての検討がなされ、その結果を踏まえて本市では、学識経験者のほかに地域住民、また公募市民の方にご参加いただき、ワークショップなどを開催し、平成 27 年 2 月に本計画地の「保全・活用基本構想」を策定しております。

次に、2. 都市計画の目的でございます。本計画地周辺は、市街地に隣接しながら貴重で多様な自然環境が残されているというまれな特性を有しており、これらは次世代へ継承すべき市民の財産、地域のシンボルとなっていますので、この豊かな自然環境を保持し、市民憩いの場、自然体験の場などとして活用し、公民協働による活動を継続的かつ着実に推進するため、都市計画決定を行うもの、としております。先ほどご説明させていただいた、基本構想において、本市ではこれらの自然環境を保全、また活用していくにあたり、その作業を可能なところは公民協働で実施していこうと考え、現在、基本構想策定時のワークショップメンバーを中心とした「公園協議会」を設立し、その協議会メンバーで、現地の保全活動等をおこなっているところでして、このような活動を継続的に、また着実に推進してまいりたいと考えるものでございます。また、都市計画決定の目的ということで、少し補足させていただきますと、本計画地が位置します和泉市の北部地域は、市街地が広がっており都市計画公園・緑地が比較的少ないことから、今回の計画地が都市公園緑地として追加し、将来にわたって緑地が確保されることは、非常に有効であると考えられます。数字で申し上げますと、今回の緑地が追加変更されることで、北部地域における都市計画公園・緑地の一人当たり公園面積は、2.32 m²から 6.59 m²となります。

次に、3. 計画方針でございます。先ほどから、ご説明させていただきました、「基本構想」にも示されているものですが、こちらの公園について、次のような公園づくりをめざして整備を進めるものでございます。一つ目として、散策や健康づくりを目的とした、市民の憩いの場とする。二つ目として、保全管理や自然観察会といった、自然を活

用した自然体験の場とする。三つ目として、例えば、小学校等の自然体験学習を受け入れられるような、環境学習の場とする。としております。

次に、4. 計画コンセプトでございます。一つ目に、上から 当地域が市街地開発を免れ、里山的環境や湧水湿地が残されてきた歴史性などこの地域が自然のシンボル・和泉らしさが残っているという点、二つ目に、左の部分ですが、これらの自然、また多様な生物の生息・生育環境を守り、次世代に継承していく、つまり、人と自然との共生という点、三つ目にこれらを公民協働でおこなっていこうとする点。以上の3点をコンセプトにしております。

最後に、5. 計画図でございます。道路を除いた外周の赤枠で囲った範囲が決定を予定する都市計画緑地区域でございます。なお、こちらの区域内は、大半が市所有地でございますが、一部わずかながら民有地も含まれてございまして、こちらの民有地所有者についても、都市計画決定手続きを進めたい旨の報告を行っております。整備の計画内容としましては、現況の貴重な自然はなるべく残しながら、散策できる園路や、駐車場、公民協働の活動拠点となる施設、トイレ、休憩所程度の整備とイメージしています。また、現在も進めております公民協働の公園協議会で取り組む活動の中で、現状の植生状況を踏まえながら、将来の目標植生なども設定しております。このように多様な自然環境を適度に手入れし、また活用しながら、次世代に継承していこうとするものです。

以上、次回に審議を予定しております「南部大阪都市計画緑地の変更について」のご報告とさせていただきます。なお、現在のこちらの都市計画決定の手続き状況としましては、計画原案について市民説明会等を開催済みでございまして、大阪府への本協議を進めているところでございます。今後、計画案の縦覧などを進めた後に、本審議会へ上程させていただく予定でございます。よろしくお願いたします。

【会長】

ただいまご説明いただきましたが、ただいまの説明につきまして何かご意見・ご質問等ありますか。次回の審議会に諮る案件とのことですので。予め委員の皆様の貴重な意見を賜りたいという趣旨ですので、自由なご意見をいただければと思います。

【委員】

非常に羨ましい計画ですが、現在はどのように活用されているのですか。決定するまでに少し時間がかかるとお思いますので、現在の活用状況、現場の状況を教えていただき

たいです。

【事務局】

公園緑地課長の農端です。

現在は、先ほど申しました「公園協議会」を立ち上げており、その中で保全活動として毎月1回程度午前中に、今のところは大半が草刈等ですけれども、保全活動を行っています。主園路は市の方で拠点施設等と一緒に整備することとなりますが、そこからの枝線等は協議会において草刈等の保全活動を行っていこうと考えております。また、昼からは「利用調整会議」と言いまして、このエリアはどのようにするか、拠点施設はどの辺りに配置するか、駐車場をどの辺りに配置するかといったことを話し合う会議を行っており、また「自然観察会」ということで、広報で市民の方向けに呼びかけをして、昆虫はどのようなものがあるかなど、自然環境を体験してもらうような活動を現在行っています。以上です。

【会長】

現在の土地利用、あるいは管理状況等についても追加説明をいただければと思います。

【事務局】

公園緑地課長の農端です。

現在は、元々草原が大きく広がっていた場所等にネザサなど外来種ではないですが元々そこにはなかったような植物が生い茂っており、その部分を草原に戻すため、ネザサ等の草刈をしています。また、学識経験者の方も協議会に入っていており、その方たちにある程度の区域を設置して、ネザサを根から全部取り、他所の土を持って来たらどのような植生になるのか、どのような方法をすれば草原に戻るのか等、試験的な事も行っています。以上です。

【会長】

他にございませんか。

【委員】

私は、鶴山台に住んでおりまして、小学校の時は鶴山台南小学校という所におりました。その時、一学年6クラスくらいあったのですが、今はほとんど一学年1クラスあるかないかです。鶴山台やこの都市計画決定がされる場所の周辺といえば伯太や黒鳥山公

園周辺だと思えます。先ほど立地適正化計画もあったと思うのですが、今回私が思うのは鶴山台や黒鳥町など、この辺りの人口が増えれば良いと思っています。これができることによって人口が増えるのか、予測のようなものはありますか。この公園ができることによって、何か経済効果というようなことはデータでありますか。教えていただければと思います。

【事務局】

事務局の堀でございます。

鶴山台の話が出ましたが、ちょうど今、URの鶴山台団地でUR自体がストック活用計画で再編しようとしているところでございます。先日、賃貸部門になりますが、鶴山台の住民の方対象に説明会をされたと聞いております。そちらにつきまして一部集約化を進めまして、その余剰地が発生すると思えますので、その余剰地を今後、市の方と協議をしながら進めていきたいと聞いております。このような計画をインパクトに活用していきながら人口減少の歯止めと言いますか、新たなまちづくりに取り組んでいきたいと都市政策課では考えているところです。以上です。

【事務局】

事務局の山抱でございます。

この公園について、この公園ができるから人口がどれくらい増えるといったような検証はしておりません。あくまで自然が残っていることが確認されており、その中で市民の方々の意見として、この貴重な自然は次世代に渡って保全していくべきだというような意見が議会の方でも請願として採択されましたので、この貴重な自然を保全又は活用していく公園として整備を進めようというところでございます。以上です。

【委員】

次回、審議するということですが、こちらの都市計画決定する公園で、どの程度の経済的価値があるのかについては、いろいろな分析の方法があるとは思いますが、まずは草地群生や湿地は非常に脆弱で、放置するとなくなってしまうということを前提に考えてほしいと思います。例えばかつて信太山にいたハッチョウトンボといったような日本古来の守るべき価値が高いと言われている環境を、ここで保全しなければ、おそらくもう戻ってこないという状況で、市民の方に参加していただいて、このような計画を立てているということが非常に貴重なケースであると理解しています。自衛隊の演習場など

も近く、大阪の中ではほとんど最後と言われている草地群生が残っているエリアが関わっているということなので、まずは将来に渡ってこれを残していくことによって、短期的に人が増えるとか、整備をすると観光客が増えるとか、何か地域経済に影響するような経済的利益がなかったとしても、これを和泉市として残し、将来に渡りまちの価値を上げていくという事が、ある程度そのような報告書等を見てもご理解いただけるところだと思います。詳しい話は次回になるかと思いますが、そういった長期的な視野に立ってこれを和泉市で実施することが、まちの魅力を高める一つの要素になると私は理解しています。

【会長】

環境的に価値があるのではないかとのことです。一度 CVM（仮想的市場評価法）でもやられてはどうですかね。他にはございませんか。

【委員】

小学生と中学生の子どもを持つ母親ですが、堺市や岸和田市には、例えば新檜尾公園とか蜻蛉池公園など、駐車場料金は掛かるが無料で、お母さんと子どもが 2、30 人で集まり自然の中でくつろいで遊べる空間があるが、和泉市でどこに行こうかという話になった時に、そのようなみんなでゆっくりくつろげる場所がないように思います。「ららぽーと」などができ、そのような施設は経済効果という意味では効果があるのかもしれませんが、子どもたちが小さい頃から自然の中でお母さんと一緒にお弁当を広げて戯れることや、虫や空気や風と一緒に過ごすという経験が、本当に長い目で見たときに貴重な財産になると思っています。そういう場所が和泉市にでき、活性化すれば、こんない所が和泉市にもあるということで、大阪の魅力を広める良いきっかけになればいいと思います。ハードだけ整えても本当に文化や民度というのはなかなか上がらないものだと思います。文化と民度を上げることが一番魅力や人口増に繋がると思います。立地適正化計画の中にもありますが、街の魅力や利便性の向上を図るという部分についても、魅力のところはハードだけではなく市民が住み続けたいと思える事柄や歴史の魅力をたくさん取り入れた、温かいぬくもりのある計画にしてほしいと思います。

【会長】

重要な意見ですね。池がありますが、この接点の関係も今回のプランには活かされていくのでしょうか。誇れる環境を創造するとなると、水辺は大変重要な気がします。参

考までに何かあればお願いします。

【事務局】

事務局の山抱でございます。

今、具体的にこの池に接している部分で、特別何をするということはないですが、現況を公園協議会の皆さんと見た中で、現在、確認できる生物等の把握といった調査なども行っていますので、もちろん水辺にはそのような生物が多いことが想定され、状況に応じて、歩道を作ったり、必要に応じて湿地帯のようなものがあればそれを保全する、そのようなことを臨機応変に対応していきます。計画の中でも整備したら終わりということではなく、現状住んでいる生物など、状況に応じて対応していくというアダプティブマネジメントという言葉で表現されますが、継続して変化に応じて対応していくような方針が基本構想の中でも書かれておりますので、そういった状況を見ながら、皆で進めていきたいと思っております。以上です。

【事務局】

事務局の堀でございます。

先ほど、委員がおっしゃってございました公園などの保全等、そういったものの活用のお話がありましたが、立地適正化計画の概要版の A3 の裏側に立地適正化に向けた施策という記載がありまして、その中に（２）まちの活力創出のところに自然環境や歴史文化遺産などの地域資源の保全・活用ですとか、公園、緑地などの充実といった施策についても取り組んでいきたいと考えており、御理解の程お願いしたいと思っております。以上です。

【会長】

先ほどの件で、水辺のビオトープなどもプランとして考えておられるのですか。経済価値とかいろいろ出たので、参考までにお聞きしたいのですけれども。

【事務局】

事務局の山抱でございます。

具体的にビオトープをこの場所に作るというような計画は今のところないのですが、エリアの中にも数箇所、湿地帯として形成している部分があり、そういった部分は、環境学習などができるように人が寄り付けるような園路を設けるであったり、環境学習等を行えるようにとの意見が出ておりますので、そのようなものは数箇所を実施していくことになるだろうとは考えております。以上です。

【会長】

他にございますか。

【委員】

この公園は和泉市が計画し、管理していくものだと思うが、この面積の倍くらいの面積が計画地の周りであるかを調べてほしい。生産緑地を残し自然を残していくのだから、計画地を公園化するのであればそれはそれで置いておいて、子どもが遊べる場所がほしいとか、経済活性化するためにはもっと人を寄せる必要があることから、計画地はこれで良いが、その周りで計画地の倍の面積を確保すれば、両方が成立するのではないかと思う。

【事務局】

事務局の堀でございます。

信太山丘陵の計画地については自然を保全していくという報告を今回させていただいていますが、その周辺につきましては、同じような関連で都市開発といいますか、市街地の再編みたいなのが進んでおります。まず1つ目の先ほど申しました鶴山台団地におけるURの再編計画はこれから粛々と進んで行くと聞いております。信太山駅周辺につきましても、現在市営住宅が集中している箇所につきまして、現在、再編計画を進めており、今後そちらについても徐々に計画していき、余剰地ができることとなります。そういったことについては市がまちの賑わい作りに資するような施設等を誘導していければといった計画を市の方で検討しているところですので、委員がおっしゃった通り自然環境の保全と共にまちの賑わい作りの施策について今後取組んでいきたいと考えています。

【委員】

都市計画決定を予定している計画地の周辺を開発するのではなく、蜻蛉池公園みたいな形で、計画地の倍くらいの面積を確保できないのかということをお願い。

【事務局】

事務局の堀でございます。

答弁が少しずれておりましたが、こういった都市公園につきましては、今回は信太山丘陵ですけれども、それ以外につきましても場所は離れますが黒鳥山公園についても現在、年次的に整備を進めているところです。

【委員】

それでは、場所が飛んでしまい、効果がなくなる。せっかく約 15.6 ヘクタールの面積を予定しているのだから、倍の面積を周囲で確保できないかということを知っているのです。確保して、蜻蛉池公園みたいな形にすれば人が寄ってきて、子どもが遊べる場所ができるということを知っています。市が投資して自然を残すのであれば、周囲を確保できないかということを知っています。蜻蛉池公園みたいな形で、子どもが遊べるとか、もっと人が寄ってくるような形にしたら、もっと生きてくると思います。ただ残すだけでは、残っているだけで和泉市の活性化にはならず、経済効果もないと思います。先ほど、鶴山台南の人口が減ったという話があったが、私は求職に行っているが、求職も減っていく。人口が減っているということは、人が寄ってこない。大きな範囲で何かあったら人が寄ってくると思います。信太山丘陵の計画地と黒鳥山公園のように距離を離してしまったら効果がない。せっかく約 15.6 ヘクタールという土地を予定したのであれば、計画地の倍ほどの面積を確保できると思うのですが。そして蜻蛉池公園みたいな形にすれば、もっと賑わいが出ると思います。

【事務局】

事務局の堀でございます。

信太山丘陵周辺につきましては、まず自衛隊の演習場という土地でございます。それ以外の自然環境については、すでに市街化が進んでいる区域でございます。なかなか新たに土地を取得するとなると、国有地を確保するという手立てを講じる以外にないということでございますので、本件につきましては、なかなか現時点で明言はできかねます。

【会長】

今、委員が言われるのは、せっかく約 15.6 ヘクタールを整備する予定なのだから、その周囲を自然の干渉地帯として、かつ子どもが遊べるような形で整理していけば、この公園はもっと価値が上がるし、地域のためになるのではないかということですね。そういう公園技術はないのかというご質問ですね。

【委員】

そうです。

【会長】

近藤次長いかがですか。

【事務局】

都市デザイン部次長の近藤でございます。

たしかに、今回公園を予定している区域については自然の保全という形で設定しております。先ほど堀次長が申しましたように、周りには国有地の自衛隊敷地ということで、なかなか広げられないところがございます。しかし、周辺には計画地ですが山荘公園があり、黒鳥山公園、大阪市立の野外活動センター等がございますので、それらと一体的に活用できるのではないかと考えております。以上です。

【会長】

なかなか土地そのものは、用途がそれぞれあって、市街化が進行していたり、あるいは国有地といった自衛隊の演習場であったりと、気持ちとしては我々も一緒なのですが、現実的には難しいものも多くあるのだと思います。ただ、先ほど別の委員が言われていたように、地元の人たちが協力し合って公園を育てる活動等をして、うまくカバーしていくことが必要なのではないかと思います。ハードだけではないと思いますので。

【委員】

国有地ですので、方法があるのではないかということと言いたかった。民間の土地では難しいと思うが、国有地だからなんとかできないかという事です。

【会長】

一度切らせていただいて、よろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

他にございませんか。議員の方は何かございますか。

【委員】

今、委員の方がおっしゃったのは大変良い話だと思います。今もネイチャーグループの方々が自然観察会なども行っています。まだ部分的ですが、鶴山台の方や我々も行き、かなりしっかりとできているかなと思います。先ほどおっしゃっていた部分で、会長もビオトープの話等をされていたのですが、手を入れすぎると駄目だという、そういう面

もあるということをお場で伝えておきます。ぎりぎりのところで、どうやって止めるかということです。開発で蜻蛉池公園みたいな形で、あのような環境がほしいと思います。しかし、この信太山丘陵であそこまで整備してしまうと、問題が一つあります。サギ草だとかカスミサンショウウオだとか、湿地帯そのものの中に、どの場所が「この生物の場所」というのを明示したら駄目だということです。請願の審査の時も我々も参加して、議会としても賛同したのですが、そのあたりをどうするかということをお今の公園協議会の皆さんと学識経験者の方を含めて、ネイチャーグループの方々と話し合いをしており、端からみるとまどろっこしいなというくらい時間をかけて話しているのは、そういった面があるからということをお、是非知っておいてほしいと思います。それと、本当に今なくしてしまったらもう絶対取り返せないという面も含めて、なくなろうとしているものを、いかに残していくかということです。もともとはスポーツ施設にするという話があり、地元はスポーツ施設が北信太周辺はまったくないということで、ほしいという意見は未だにある状況です。そのような中で、これを地元も合意して残したというのは大変な英断だったと思います。両方の思いをどのように進めていくかということで、大変大事な取り組みになっていますので、皆さんにもご理解をしていただいて、更に煮詰めていただきたいと思います。

【会長】

今のご意見に対して、公園サイドで何かありますか。よろしいですか。

【事務局】

公園緑地課長の農端です。

この前も、計画地ではないですが、メダカが貴重になってきているということで、ある場所にこのようなメダカがいるということがインターネットに載ったら、そのメダカが盗難されたという情報がすごく広がったという事例がありました。そういう事柄もありますので、先ほど事務局からお伝えしたように、園路とかを近くまで作ると、それはそれでいいことではあるが、特定の場所にこういったものがあると伝わった時に、その場所を荒らされるということも考えられますので、その辺が信太山丘陵を整備していく中では、かなり考えていかなければならないと思います。今、委員が言われたように、一度荒らされたらなかなか元に戻すことができないので、その辺りを重々考慮した上で進めて行きたいと思います。先ほど、公園協議会の中では環境への影響を最小限に留め

て、公民一体で整備を進めていったらどうかとの意見も出ていますので、その辺も考慮しながら、進めて行きたいと考えているところでございます。以上です。

【委員】

委員の話を伺って、先ほど私が蜻蛉池公園と言ってしまいましたが、貴重な自然や湿地を守るということが一番大事だということが理解できました。蜻蛉池公園というのは例え話だったので、あんな風に大きく開発をしたいということではなくて、より多くの子どもたちに、この貴重な自然と湿地という財産に触れる機会があってほしいという意味です。

【委員】

最初に非常に羨ましいと申し上げたのは、私は大阪市に住んでいるのですが、真ん中に大阪城公園というのがあります。最近、経済効果というのを優先した公園運営というのをしています、確かに経済効果という面では非常に儲かるようなことを行っています。そうするとそこに元からあった自然というのは、大阪城公園でも非常にありますが、それがどんどん失われていっているという事例があります。和泉市のこのような公園は、そういう意味で経済効果を先に考えると、そこからどんどん崩れていくのではないかとこのことを危惧しております、今、議員の方のお話を伺って、すごく安心したというのがあります。方針というのが、すごく大事だと思った次第です。経済効果を思うのであればやり方というのはいくらでもあると思うのですが、この自然を残すということは、本当に地域などがすぐにでも手を付けなければならないという、決定されるまでの間も大事と思っているくらいですから、是非そういうので、理解を含めた判断をしていただけたらうれしいなと思っています。以上です。

【会長】

他に質問等はないようですので、これにて議事及び報告を終了いたします。

本日、ご可決いただきました議案につきましては、速やかに都市計画法に基づき、手続きを進めさせていただきたいと存じます。

それでは最後に事務局から何かありますか。

【事務局】

事務局の節田でございます。平成30年度第2回和泉市都市計画審議会の開催予定でございますが、今回報告させていただいた（仮称）信太山丘陵里山自然公園の都市計画決定に

ついてご審議いただき、現在事務局で予定しています日時は年度末で大変お忙しい中申し訳ありませんが3月28日(木)午前10時からで調整中です。また、日程等決まりましたら委員の皆様へ通知させていただきますので、次回の出席についてもよろしく願います。以上でございます。

【会長】

それでは、これもちまして、平成30年度第1回和泉市都市計画審議会を終了いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市都市計画審議会 会長 **岩崎 義一**